

【事案Ⅱ-10】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 23 年 7 月 19 日 裁定申立受理
- ・ 平成 24 年 1 月 12 日 和解成立

<事案の概要>

申立人が駅構内でケガをして通院したため通院共済金の請求をしたところ、被申立人が申立人の他社契約含め過大契約であること、および請求内容が外傷所見もなく本人主訴のみの通院であることを理由に契約解除し共済金も支払わないことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、通院共済金 1 日あたり 8,500 円の 66 日分、計 561,000 円を支払えとの判断を求める。

加入時に他社保険加入について申告しており問題ないので継続できているのではないか。今まで毎月保険料を支払ってきたのに、ケガで通院して請求した途端に過大契約で契約解除といわれては何のために保険料を支払ってきたか理解できない。

他社はすでに支払っているのに、被申立人は打撲治療の通院では支払わないのか。せめて解除日までの通院 66 日分について共済金を支払うべきだ。

<共済団体の主張>

申立人の請求を棄却するとの判断を求める。

申立人は、被申立人の共済のほかにも多数契約があり過大契約であることが判明したこと、また、本件事故による「左膝部下腿部打撲」については外傷所見は認められず、画像所見に異常もなく、本人希望による通院であること、さらに過去の支払状況においても同様の交通事故によるケガ通院を繰り返していることを総合的に勘案し、規約の重大事由解除事由の「他の契約等との重複により、被共済者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき」に該当し、また、「この会の共済契約者に対する信頼を損ない、共済契約の存続を困難とする重大な事由があるとき」にも該当するため、重大事由解除して共済金を支払わないこととした。

<裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議を進め、当事者双方に和解案を提示したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって円満に解決した。